

3 人・地域 ～誇りを持ち夢の実現に挑戦する北の大地・北海道

(1) 協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの再構築

【地域で互いに支え合うまちづくりの推進】

■良質な住宅の供給と既存ストックの活用の推進

- ・北海道の気候風土に根ざした質の高い住宅である「北方型住宅」を普及推進します。また、良質な住まいを安心して取得し、維持管理できる環境の形成のため、一定の技術水準を有する道内の住宅事業者を登録し、その情報を消費者へ分かりやすく表示する「きた住まいる」を普及推進します。
- ・既存住宅ストックを有効活用し、循環型の中古住宅市場を形成するため、性能向上リフォームを推進するとともに、質の高い中古住宅流通の促進に取り組みます。

■地域の拠点形成などによる利便性の向上の促進と地域コミュニティの再構築

- ・公営住宅などの建替に当たっては、生活支援施設や交流施設との併設や、地域に必要な高齢者福祉・子育て支援サービスとの連携により、地域住民が安心して暮らせる住環境づくりを進めます。
- ・コミュニティの再構築といった地域の課題に対応するため、市町村などと連携して、道営住宅の整備及び活用を図ります。

■空き家等対策の推進

- ・空き家等の活用の促進や市町村の取組への支援、所有者等への意識啓発のため、令和2年度(2020年度)に見直しを行った「空き家等対策に関する取組方針」に基づき、空き家情報バンクの運営、空き家相談会、ガイドブックの配布などの取組を推進します。

■美しい景観のくづくりに

- ・北海道にふさわしい景観づくりを進めるため、「北海道景観条例」及び「北海道景観形成ビジョン」に基づき、景観づくりに関する普及啓発や支援、景観に配慮した公共施設の整備などの総合的な施策を推進します。
- ・地域の自然や歴史、文化が織りなす個性豊かな景観づくりを推進します。
- ・街並みや自然環境など、周辺環境と調和した良好な広告景観の誘導を促進するとともに、屋外広告物について、必要な規制を行い、安全性の確保を図ります。
- ・道有施設の整備に当たっては、地域固有の気候や風土、環境と調和した魅力ある景観づくりに寄与するため、プロポーザル方式を導入するなど豊かな創造性と高い技術力を取り入れ、永く地域に親しまれる公共建築物づくりを推進します。

■ユニバーサルデザインのまちづくり

- ・バリアフリー化を推進するため、交通結節点機能強化や接続する道路網の歩行空間整備及び無電柱化への取組を進めます。
- ・高齢者や障がいのある方をはじめ全ての人々が道立施設を円滑に利用できるよう、必要なバリアフリー化を進めるなど福祉環境の整備を図ります。

■コンパクトなまちづくり

- ・本道の都市計画の対応方向や決定方針などを示した「北海道都市計画マスタープラン」の推進を図るとともに、これに基づき策定した「整備、開発及び保全の方針」に即し、土地の合理的利用や都市施設の配置などを、一体的・総合的に都市計画として定めます。
- ・地域に応じた中心市街地の活性化やまちなか居住の推進等に必要な施設の基盤整備を図るため、市街地再開発事業等を推進します。
- ・空洞化が進む中心市街地活性化促進のため、市町村の創意工夫による主体的な取組を支援します。
- ・安心して住み続けられる地域づくりに向けた住宅の供給を図るため、公営住宅などを利便性の高いまちなかへ再配置する移転集約再編などにより、まちなか居住やコンパクトなまちづくりを推進します。
- ・歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを実現するため、交通拠点へのアクセス道路や都市の目抜き通り等の整備を推進します。

■「北の住まいるタウン」の推進

- ・誰もが心豊かに住み続けることができ、安全・安心で暮らしやすく、資源・エネルギー循環が進んだ効率的なまち「北の住まいるタウン」を推進します。

■北海道立市民活動促進センターの取組

- ・道民による市民活動を促進するため、NPOに関する情報の収集・提供や市民活動に関する相談対応、NPO活動を担う人材の育成などを行います。

■住民との協働による社会資本の維持管理

- ・住民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、地域の生活道路などの身近な社会資本については、地域住民が自主的に清掃や美化活動を行うなどの取組を支援します。

【北海道のポテンシャルを活かした移住・交流の促進】**■本道への移住・交流の促進**

- ・移住希望者の「しごと」「住まい」「暮らし」などの相談にワンストップで対応するため、移住の総合相談窓口「北海道ふるさと移住定住推進センター」（東京）を開設し、きめ細かな相談対応及び情報発信を行います。
- ・地方移住関心層を本道へ取り込むため、首都圏の若年層や子育て世代を対象としたPRのほか、北海道移住への懸念事項を解消するための交流の場を設けるなどのプロモーションを実施します。
- ・「（一社）移住・交流推進機構（JOIN）」や「（一社）北海道移住交流促進協議会」等との連携を強化し、移住関連情報の発信などに取り組みます。

■「北海道型ワーケーション」の推進

- ・関係人口を創出・拡大するため、北海道の魅力を活かし、多様なニーズに対応する「北海道型ワーケーション」を推進します。

■新たな交流機会の創出

- ・関係人口の創出・拡大のため、道外にいても気軽に参加できるバーチャルイベントの開催など、新たな交流機会の創出に取り組みます。

■良好な居住環境の維持向上と住まいづくりによる地域再生

- ・北海道への移住を促進するため、移住希望者に対する住宅関連情報の提供等を進めます

■道外からのU・Iターンの促進

- ・東京圏からのU・I・Jターンによる新規就業等を促進するため、移住支援金を交付する市町村に補助するとともに、移住支援金対象法人を掲載するマッチングサイトを運営します。
- ・道外学生の道内就職を促進するため、道外大学就職担当者と道内企業の交流会を開催するほか、大学主催の就職相談会へ参加し、学生に就職情報を提供します。
- ・地域企業の人材ニーズを切り出し、副業・兼業を含めた多様な形態でマッチングを行い、プロフェッショナル人材の誘致に取り組みます。

(2) 北海道の未来を拓く人材の育成

【ふるさとの誇りと愛着を育み、これからの北海道を担う人づくり】

■子どもが健やかに育つ環境づくり

- ・社会全体で子育て、子育てを支える基盤づくりを進めるため、「北海道子どもの未来づくり審議会」等への子どもの意見反映、子どもの読書活動の推進、食育・木育の推進、多様な学校教育の推進、スクールカウンセラー等の配置、ジョブカフェ北海道等による若者への就職支援などに努めます。
- ・子育てや家庭教育については、それぞれの地域で、全ての保護者が相談や交流を行うことができる体制の充実・強化を図るため、保護者同士の学び合いを促進する人材の育成と、地域の人材を活かした家庭教育を支援する様々な取組の実施に努めます。

■子どもたちの活動拠点づくりの推進

- ・放課後対策の総合的な在り方を検討し、各市町村に対し情報提供を行うとともに、指導員等の資質向上を図るための協議会を実施します。

■学校・家庭・地域の連携による教育支援体制の整備

- ・地域が主体となった教育活動を強化するため、学校・家庭・地域が連携し子どもたちの学びを支えるなど総合的な教育支援体制の整備を図ります。
- ・持続可能な地学協働体制構築に向け、地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターを対象とした協議会を実施します。
- ・社会教育主事、社会教育士など、社会教育を担う人材が地域の多様な主体と学校等をつなぎ、連携・協働プロジェクトの創出・推進を支援します。

■学習環境の充実

- ・小中学生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図るため、元教員などによる学習支援を実施します。

■多様な学習機会の提供

- ・道民の多様なニーズの対応に努め、現代的な課題を取り上げた講座を実施するなど、「道民カレッジ」を通じた、学習機会の充実を図ります。

■生涯学習推進体制の充実

- ・学んだ成果を地域づくりに生かす実践が進むよう市町村を支援するとともに、学習情報の提供、相談機能などの充実を図ります。

■確かな学力の育成

- ・学校・家庭・地域・行政が一体となって進めてきた授業改善と家庭学習を含めた望ましい生活習慣の確立に向けた取組を、更にその質の向上を図りながら組織的に推進します。
- ・小学校から高等学校までの学力の実態把握や分析等を一体的に実施し、それを踏まえた一貫した授業改善を行うなど、12年間を見通した視点からの学力向上の施策を推進します。
- ・ICT等を活用し、発達の段階に応じて、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協動的な学び」の一体的な充実を図ります。
- ・学習内容の確実な定着を図るため、独自に「ほっかいどうチャレンジテスト」を作成し、小・中学校に対し北海道学力向上Webシステムなどを通じた活用を促します。
- ・市町村教育委員会や小・中学校の学力向上に向けた取組の工夫改善に役立てるため、全国学力・学習状況調査の結果を活用し、道独自に分析等を行います。
- ・学力調査結果等を活用した検証改善サイクルの確立に向けて管理職等が協議する会議などを実施します。
- ・国語、算数・数学の高い専門性や実践的指導力を有する教員が学校を巡回し、ティーム・ティーチング等により、ICTを効果的に活用した授業改善などの取組を実施します。
- ・端末持ち帰りによる家庭学習を支援する取組や学習習慣を可視化する取組等により、望ましい学習習慣の定着を図ります。
- ・高等学校の生徒の学習内容の定着状況を把握し、学力向上に向けた取組の工夫改善に役立てるため、学力テスト等を実施します。

■理数教育の充実

- ・科学技術の一層の発展に寄与できる人材育成を目指し、探究的な学習の充実などに取り組んでいるスーパーサイエンスハイスクール指定校における研究の推進及び成果の普及に取り組み、理数教育の充実を図ります。
- ・実験や観察を通じて児童生徒が理科の面白さを感じたり、理科の有用性を認識したりすることができるよう、科学設備展示自動車（サイエンスカー）の活用など、教育環境の整備を図ります。

■環境教育の推進

- ・本道における環境教育の一層の充実を図るため、国の環境教育に係る研究指定校の実践成果の普及を図ります。

■キャリア教育や産業教育の推進

- ・世界とつながり地域社会の発展に貢献するグローバル人材を育成するため、高校生が自ら考え、地域の課題の解決に主体的に取り組む教育活動を通して、キャリア教育や産業教育を推進します。
- ・自己の在り方や生き方を考え、主体的に進路を選択できる力を育成するため、インターンシップなどの体験的な学習活動の推進を図ります。

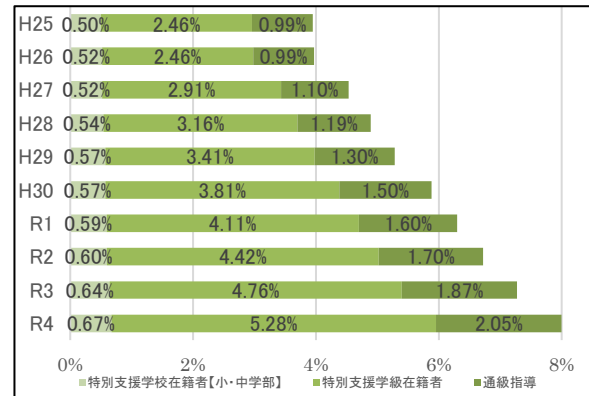
■新時代に対応した教育の推進

- ・様々な情報を活用しながら、実社会での課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力を育成するため、教科等横断的な教育の推進を図ります。
- ・地域や高等教育機関、行政機関、民間企業との連携・協働の下、生徒や地域の実態を踏まえた探究的な学習の充実を図ります。
- ・各教科等で身に付けた見方・考え方を活用して、生徒が主体的に探究に取り組むことができるようにするため、教員対象の授業改善セミナーを実施します。
- ・社会の変化や生徒の多様な学習ニーズに対応した本道にふさわしい魅力ある普通科教育を推進するため、普通科改革支援事業を実施します。

■特別支援教育の充実

- ・特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図るため、「個別の教育支援計画」の作成・活用の促進や、特別支援学校の教員を小・中学校等に派遣して支援する取組を推進します。
- ・特別支援教育リーダー教員を活用した教員の専門性向上事業において、「オンライン授業改善セミナー」及び「オンライン相談支援」を実施し、特別支援教育に携わる教員の専門性向上及び小・中学校における校内支援体制の充実を図ります。
- ・高等学校における特別支援教育の充実を図るため、特別な教育的支援を必要とする生徒の在籍校への特別支援教育支援員の配置を進めます。
- ・特別支援学校高等部における教育の充実を図るため、ゼロカーボン等をテーマにした実践教育など、「STEAM 教育推進事業」の取組を推進します。
- ・特別支援学校において、社会のデジタル化に対応するための情報技術の習得による職業的・社会的自立を支援するため、企業との連携によるリモート・インターンシップを実施するなど、地域と連携した障がい者の就労促進に努めます。
- ・道立学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の教育環境を確保するための検討会議を設置するなど、学校において安全に医療的ケアを実施する体制の整備を進めます。

〈参考〉北海道における特別支援学校等に在籍する児童生徒数の全体に占める割合の推移（義務教育段階）



〔資料：文部科学省「学校基本調査」、道教委調査から数値抜粋〕

■子どもたちの体力向上

- ・子どもたちの体力・運動能力の向上に向け、体育の授業改善や教員の指導力向上、体力向上に係る実践的な研修等を実施します。
- ・学校、家庭、地域、行政が一体となって児童生徒の運動習慣の定着を図るため、強調月間の取組をはじめ、道内のプロスポーツや企業など、関係機関と連携した取組を実施します。

■食育の推進

- ・学校における食育を推進するため、地場産物を取り入れた学校給食の提供や家庭・地域と連携・協働した食に関する指導などの取組を促進するとともに、栄養教諭を中心とした食育推進体制を整備し、全教職員が食育に取り組むための研修等の充実に努めます。

■幼児教育の充実

- ・幼児教育施設に対して、公私の別や施設類型を超え、幼児教育の質の向上を図るため、北海道幼児教育振興基本方針に基づき、研修機会の確保や助言体制の充実、小学校教育との円滑な接続の促進などの取組を推進します。

■開かれた学校づくりの推進

- ・開かれた学校づくりのため、学校評価の結果公表、学校運営状況の情報提供などの促進に努めます。
- ・実効性のある学校評価の実施を促進するため、優れた実践事例や、学校評価の実施・公表の状況などを情報提供します。
- ・地学協働活動の充実を図るため、優れた実践例を、市町村や学校に情報提供するとともに、地域と学校の連携推進協議会などを実施します。
- ・地域とともにある学校づくりを促進するため、求めに応じて、学校と地域の連携・協働等の方策について助言する北海道地学協働アドバイザーを研修会等へ派遣します。
- ・学校開放講座の開設や、体育館・特別教室など学校施設の開放などの取組を推進します。

■教職員の研修の充実

- ・教職員一人一人の主体的で個別最適な学びを促進するため、教職員等のニーズに対応した研修講座や研修教材の充実を図るとともに、教職員の研修履歴を記録し学びを奨励する取組を推進します。

■優秀な人材を確保するための教員採用選考検査の検討・改善

- ・人物重視の視点に立った選考を推進するため、選考検査の実施状況等を踏まえ、今後も教員選考方法の充実・改善に努めます。

■学校職員の人事評価等の実施

- ・学校職員の資質能力の向上及び学校の活性化を図り、その成果を児童生徒に還元するため、学校職員人事評価を全ての道立学校及び市町村立小中学校等で実施します。また、優れた実践活動を行う学校職員を表彰します。

■指導の改善が必要な教員への対応

- ・児童生徒に対する指導が不適切である教員を対象に、教員個々の課題・実態に即した研修等を実施し、指導の改善に努めます。

■個性を大切にした教育の推進

- ・きめ細かな質の高い教育の実現のため、小学校第5学年、第6学年の一部及び中学校第1学年の一部における少人数学級編制や、少人数指導、教科担任制の推進など、学習指導の改善・充実を図ります。

■教育環境の充実

- ・社会の変化や生徒の多様な学習ニーズなどに対応するため、学校や地域の実情に応じて、総合学科や単位制、中高一貫教育などの多様なタイプの高校づくりや、地域の特性を生かした活力と魅力のある高校づくりに努めます。
- ・遠隔授業配信センター（T-base）からの遠隔授業の配信により、地域連携校等の小規模な高校でも、大学進学等の多様な進路希望に対応した教科・科目を開設するなど教育内容の充実を図ります。
- ・子どもたちが情報技術を手段として学習等に活用できるよう、学校のより安定的な ICT 活用の支援基盤を構築し、1人1台端末環境の充実に取り組むとともに、統合型校務支援システムの普及に努めます。

■ふるさとの自然や歴史、伝統、文化、産業等に関する教育の充実

- ・郷土を愛し、発展させていこうとする気持ちを育むため、本道の自然や文化、観光、産業などの教育資源を活用した学習や、北方領土や北海道・北東北の縄文遺跡群等の世界遺産、アイヌ

の人たちの歴史や文化などに関する学習の充実を図ります。

■情報活用能力を育む教育の充実

- ・子どもたちが情報技術を手段として学習等に活用できるよう、各教科等において、1人1台端末の日常的な活用を促進するとともに、教科の学びを深める活用や教科の学びの本質に迫る活用を図る等、授業内容の充実に向けた、ICT活用指導力の向上に取り組めます。

■学校における働き方改革の推進

- ・教員が児童生徒への指導や教材研究等に一層注力できる体制を整備するため、授業準備等の補助を行うスクール・サポート・スタッフを小・中学校等に配置し、働き方改革を推進します。
- ・全学校において、具体の改善事例を盛り込んだ働き方改革の手引を活用するほか、道教委職員による指導助言や指定校における実践により好事例を普及啓発していきます。
- ・学校現場における深刻な児童生徒間トラブルや学校事故、外部からの過剰な要求などに対応するため、弁護士（スクールロイヤー）による法務相談体制を整備し、学校運営の支援と教職員の業務負担の軽減を図ります。
- ・部活動に係る教員の負担を軽減するため、道立学校に部活動指導員を配置するとともに、市町村教育委員会に対し、部活動指導員の配置支援を行います。
- ・地域の実情を踏まえた望ましい部活動の在り方を検討するため、休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究に取り組むとともに、成果の普及に努めます。
- ・市町村、スポーツ・文化協会、民間企業等と連携し、部活動に代わる活動拠点を創出するなど学校の働き方改革と子どもたちの持続可能なスポーツ・文化芸術活動の実現を目指します。

■道立学校における特色ある教育活動の展開

- ・北海道の次代を担う人材を育成するため、ふるさと納税等を活用し、道立学校の特色ある教育活動や、グローバル人材育成等の充実を図るための取組を支援します。

【グローバル化に対応した世界で活躍できる多様な人材の育成】

■英語教育の推進

- ・児童生徒が4技能5領域のバランスのとれた英語力を身に付け、主体的にコミュニケーションを図ることのできる資質・能力を育成するため、小・中学校及び高等学校の系統的な英語教育の指導体制の充実を図ります。

■国際理解・異文化理解教育の充実

- ・外国語（英語）によるコミュニケーション能力

を育成するため、外国語指導助手や地域の人材の活用、教材開発により、外国語教育の充実を図るとともに、外国語指導助手と連携して指導の充実を図ります。

- ・関係機関と連携を図り、海外からの訪日教育旅行で来道する学校や団体と生徒同士の交流を行うなど、国際理解教育の充実を図ります。
- ・本道のグローバル人材の育成を図るため、高大連携による「Hokkaido Study Abroad Program」を実施します。
- ・国際的な視点・感覚を持ったグローバル人材の育成を推進するとともに、海外の姉妹友好提携地域やこれまで教育分野に関する覚書を交わしてきた地域等との友好と親善を更に促進するため、カナダ・アルバータ州及びアメリカ・ハワイ州などとの高校生の交換留学を実施します。
- ・青少年交流の基盤を確立し、国際的な視点・感覚を持ったグローバル人材の育成を推進するため、ICTを活用した海外高校生との交流を推進します。
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒への指導の充実を図るため、優れた事例の提供などを通して、市町村教育委員会や学校の取組を支援します。

■世界で活躍できる人材の育成

- ・本道の将来を担う人材の育成を図るため、若者の海外留学や、スポーツ指導者、芸術家、職人を目指して海外で資質向上に取り組む挑戦を、官民連携で設立した「ほっかいどう未来チャレンジ基金」等により支援します。

■高等教育機関の整備・充実

- ・私立専修学校の教育の振興を図るため、様々な分野の専門教育を進める専修学校などへの支援を行います。
- ・地域の活性化に貢献している大学等が今後も地域の中核的な高等教育機関として安定した運営を確保できるようにするため、大学等の教育研究活動や施設整備に対する財政的支援を国に対して要望します。

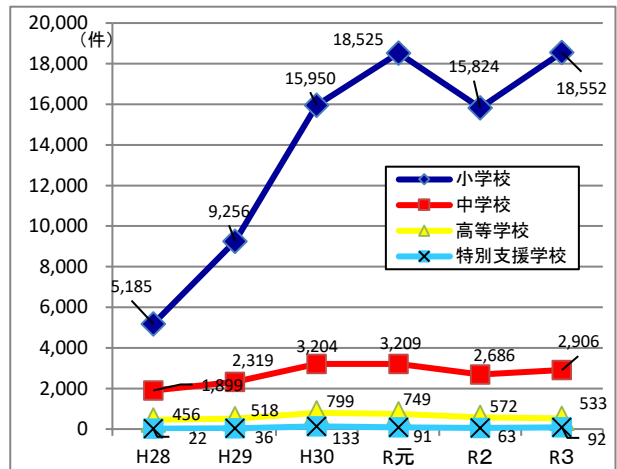
【次代の社会を担う子ども・青少年が健全に育成される環境づくり】

■いじめや不登校等への対応

- ・「北海道いじめ防止基本方針」の改定を踏まえ、教職員一人一人が責務を自覚し、学校、家庭、地域、関係機関の連携を深め、実効性のある取組を推進します。
- ・不登校児童生徒への支援の充実を図るための「児童生徒理解・支援シート」等の活用促進や、より良い人間関係づくりを推進するため、理解支援ツール「ほっと」の測定結果を踏まえた取組の充実にも努めるとともに、ICTを活用した学習支援を推進します。

- ・児童生徒の自殺を予防するため、「自殺予防教育プログラム」を活用し、学校の実情に応じた自殺予防教育を充実します。
- ・いじめや不登校等の事案に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充、ICTを活用した「教育カウンセリング」の実施や「子ども相談支援センター」における24時間対応での電話相談の受付等、相談体制の一層の充実を図ります。
- ・ヤングケアラーの適切な支援を行うため、市町村や地域との連携体制を構築し、学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣します。

〈参考〉いじめの認知件数



〔資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（道内公立学校分）〕

■道徳教育の充実

- ・子どもたちに規範意識や相互に個性や立場を尊重する態度、生命を大切にできる心や思いやりの心など豊かな心を育むため、道徳科の指導方法に関する研修会の開催や道徳教育を推進するための教材等の積極的な活用に向けた支援などに取り組みます。

■子どもの読書活動の推進

- ・子どもが読書習慣を身に付け、自主的に読書活動を行うことができるようにするため、家庭、地域、学校等における読書活動の推進や、学校等における子どもの読書環境の整備・充実への支援に取り組みます。

■「第2次北海道青少年健全育成基本計画」による総合的な取組の推進

- ・「北海道青少年健全育成条例」に基づく「第2次北海道青少年健全育成基本計画」により、次代を担う青少年の心豊かでたくましい成長を促すため、家庭、学校、事業者、地域社会、行政機関などと連携し、健全な環境づくりや青少年活動の促進を総合的に進めます。

■青少年の豊かな人間性を育む環境づくり

- ・青少年健全育成運動を促進するため、各振興局に青少年指導員を配置し、地域における青少年対策を総合的に推進します。
- ・(公財)北海道青少年育成協会への助成を通じ、本道の次代の担い手である青少年を健全に育成するため、健全育成運動並びに多様な体験活動を促進します。

■青少年の自立を促す環境づくり

- ・青少年に次代の担い手としての自立を促し、将来の地域、産業を担う青少年の人づくりのため、道内経済団体等とも連携しながら、「日本の次世代リーダー養成塾」等を活用した取組を行います。

■社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年を育む環境づくり

- ・北海道子ども・若者支援地域協議会の活動を通じて、関係部局と連携し、ニート、ひきこもり、経済的困難、不登校や障がいなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年を育む環境づくりに向けた取組を行います。

■社会環境の浄化の促進

- ・「北海道青少年健全育成条例」の遵守徹底と有害な社会環境の浄化を図るため、カラオケボックスなどへの立入調査の実施など有害環境浄化活動を推進します。

■青少年の福祉を阻害する行為の防止促進

- ・学校、家庭、事業者、地域の連携の下、青少年を携帯電話・スマートフォンやインターネットの利用による有害情報やトラブルから守る取組を進めます。

(3) だれ一人取り残さない、だれもが活躍できる社会づくり

【意欲と希望のある高齢者や障がいのある方々の活躍促進】

■高齢者の意欲や能力を生かせる地域づくり

- ・生きがいづくりを実践するため、就労や学習、スポーツ、地域活動など社会参加への機会を確保します。
- ・アクティブシニア等が、これまで培ってきた経験や技術を活かし、地域で活躍するとともに、社会的役割を担ってもらう取組を推進します。

■就労への支援

- ・障がいがあっても、本人の希望や障がい特性等に応じて、地域においていきいきと働くことができるよう、福祉と地場産業との連携による水福連携や農福連携などの展開を図るとともに、社会全体で応援する体制づくりを推進します。

■社会参加への支援

- ・障がいのある方々の生活の質を向上するため、社会生活を行う上で必要な支援を行うとともに、スポーツ・文化活動や生涯学習への参加機会の拡大等に努めます。

【社会のあらゆる分野で女性の力が発揮できる環境づくり】

■男女平等参画の啓発の推進

- ・男女平等参画社会を推進するため、広く道民の理解と協力が得られるように、インターネットなど多様な媒体を有効に活用した広報、啓発活動を積極的に行います。

■政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・行政の政策・方針決定過程に多くの女性が参画し、様々な意見を反映させるため、道の審議会等への女性の登用拡大や人材の発掘に努めるとともに、関係機関等への理解と協力が得られるよう働きかけます。

■就労等の場における男女平等の確保

- ・女性労働者の適正な労働条件の確保や女性役員の積極的な登用を企業等に働きかけるほか、再就職を支援するための職業能力開発の充実及びセクシュアル・ハラスメント防止対策等の周知徹底に努めます。

■農林水産業・自営業における男女平等参画の促進

- ・農林水産業・自営業において、女性の経営参画を進めるため、関係機関等に働きかけるとともに、女性農業者が能力を発揮できるよう、経営者としての資質向上に向けた取組や家族経営協定の普及啓発などを進めます。

■男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

- ・被害者となることの多い女性に対するあらゆる暴力を根絶するため、民間シェルターなど関係機関等との連携を図り、配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の推進や相談対応、被害者の保護自立支援など、切れ目のない支援に努めます。

■相談・支援機能の充実

- ・子育てや介護、就業、配偶者・パートナーからの暴力や性暴力など、様々な相談に対応するため、関係機関等と連携・協力して相談機能や支援体制の充実を図ります。

■女性活躍の推進

- ・オール北海道で女性の活躍を推進するため、幅広い分野横断的な相談・支援対応を行うとともに、女性活躍推進のためのセミナー・イベント等を開催するなど、女性の活躍の気運醸成を図ります。

(4) ふるさとの歴史・文化の発信と継承

【北海道独自の歴史・文化の発信と次代への継承】

■アイヌ政策の推進

- ・北海道アイヌ政策推進方策に基づき、生活向上や文化振興に加え、地域振興や産業振興、観光振興などを含めアイヌ政策を総合的に推進します。
- ・アイヌの歴史・文化への正しい認識と理解を深めてもらうため、「ウポポイ（民族共生象徴空間）」への誘客促進や、アイヌ文化や歴史に触れる機会の創出に取り組むとともに、「イランカラプテ」キャンペーンなど民間企業や市町村等と連携した普及・啓発事業を実施します。

■アイヌ文化の振興

- ・「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の指定法人である（公財）アイヌ民族文化財団が実施する事業に助成し、アイヌ文化の振興等を図ります。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会で披露したアイヌ文化発信パフォーマンスがオリンピックレガシーとして引き継がれていくよう、アイヌ伝統舞踊の認知度向上を図るため、（公社）北海道アイヌ協会が実施する事業に助成します。
- ・国が取りまとめた「アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生に関する基本構想」に基づき、白老、平取、札幌、新ひだか、十勝、釧路地域で事業を推進しており、（公財）アイヌ民族文化財団を通じて、伝承者育成に取り組めます。

＜アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生＞

先住民族であるアイヌの人たちには民族としての帰属意識が脈々と流れており、民族的な誇りや尊厳のもとに、個々人としてあるいは団体を構成し、アイヌ語や伝統文化の保持、継承、研究に努力を重ねています。

アイヌ文化は歴史的遺産として貴重であり、これを現代に生かし、発展させることは、我が国の文化の多様さ、豊かさの証となるものであり、特に自然との関わりの中で育まれた豊かな知恵は、人々が共有すべき財産です。

「アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生」とは、森林、耕地、水辺等において、アイヌ文化の保存・継承・発展に必要な樹木・草木・魚類・動物等の自然素材が採取・捕獲でき、その素材を使って、アイヌ文化の伝承・体験・交流等の活動が行われるような場を再現する取組のことであります。

＜「イランカラプテ」キャンペーン＞

国の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書（平成 21 年 7 月）において、新たなアイヌ政策を円滑に推進していくためには、アイヌの人たちについて、国民の正しい理解と知識の共有が不可欠であるとされ、国民理解の必要性が提言されました。

「イランカラプテ」キャンペーンは、この提言を受けて、国民理解を促進するための活動、戦略的広報の一つとして国や道などが推進協議会を構成し、民間の企業・団体、個人等の多様な主体の参画を募って実施している普及啓発事業で、アイヌ語の挨拶「イランカラプテ」（こんにちは）を北海道のおもてなしのキーワードとして普及させ、多くの道民・国民に認知されることを通じて、より多くの方々にアイヌ文化への更なる興味・関心を抱いてもらう取組です。

■北海道遺産を生かしたまちづくり

- ・北海道遺産を活用したまちづくりの取組を進めるため、NPO法人北海道遺産協議会が中心となって行う北海道遺産の普及啓発活動を支援します。

■文化財の調査・保存・活用

- ・貴重な文化財を保護するため、有形・無形文化財、民俗文化財及び史跡・名勝・天然記念物などの調査や保存・活用を推進します。

■文化財に親しむ機会の提供と情報発信

- ・文化財の価値を正しく理解し、地域全体で後世に伝えるため、文化財を公開するなど親しむ機会を提供するとともに、多様な情報の提供を推進します。

■北海道の歴史・文化の発信・保存・継承

- ・北海道博物館を核として、地域の博物館などとも連携し、本道ならではの歴史や文化を発信する取組を推進し、次代に継承します。
- ・埋蔵文化財センターの適切な運営を通じ、本道の歴史や縄文文化への理解を深める機会の充実を図ります。
- ・歴史・文化の発信力強化のため、「北海道開拓の村」の建造物の改修、体験機能の充実や、「オホーツク流氷科学センター」における体験型イベントの充実並びに全天周映像上映ホールの効果的な活用に取り組めます。
- ・道内の博物館や美術館等の情報を多言語で包括的に発信する「北海道デジタルミュージアム」の充実を図り、利用者の知的好奇心を高め、地域の博物館等に実際に足を運んでもらうきっかけとなる情報を提供します。

■アイヌ民俗文化財の調査・保存・伝承

- ・有形・無形のアイヌ民俗文化財を後世に伝えていくため、継続して調査に取り組むとともに、保存・伝承活動を推進します。

■北の縄文文化に関する取組

- ・世界文化遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」をはじめとする縄文文化について、児童生徒の興味・関心を高めるため教材開発等の次世代育成事業を実施します。
- ・ユネスコ世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の適切な保存と活用を図るため、国内外に向けてその価値を広く発信するとともに、北の縄文道民会議などと連携し、官民一体となって取り組みます。

■新たな北海道史の編さん

- ・郷土の歴史に対する道民の理解と関心を深めるとともに、歴史的資料を後世に伝えるため、現代史を中心とした新たな北海道史の編さんを進めます。

【先人から受け継いだ財産を活かした新たな展開】

■赤れんが庁舎の活用

- ・赤れんが庁舎の歴史的価値を保存し、未永く後世に伝えていくため、建物の保存等に関する改修工事を行うとともに、北海道の歴史文化・観光情報の発信拠点として利活用するため、館内の展示等整備に係る設計や指定管理者制度の導入に向けた検討を行います。

■北海道みんなの日の取組

- ・7月17日の「北海道みんなの日（愛称：道みんなの日）」や、その制定趣旨を広く道内外へ周知するため、博物館や美術館などの道立施設の無料開放等の関連事業を実施するなど、積極的なPRに取り組みます。

■ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想の推進

- ・平成30年（2018年）12月に策定した「ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想」や、令和5年（2023年）3月に策定した「野幌森林公園エリアの活用」及び「北海道開拓の村利活用方針」に基づき、エリア全体が、歴史や文化、自然を体感し、交流できる賑わいある持続可能な空間となるよう取り組みます。

【生活に潤いと豊かさをもたらす芸術文化の振興】

■文化に接する機会の充実と地域文化活動の促進

- ・（公財）北海道文化財団が行う事業への補助等を通じ、道内の文化団体による自主的な活動への支援や芸術鑑賞の機会を提供するため市町村等が企画する公演等への支援を行います。

- ・近隣に美術館がない地域で文化・芸術の鑑賞機会を提供するため、道立美術館の作品を活用した移動美術館・学校でのオンラインアート教室や鑑賞支援ツール（アートカード等）の提供等の事業を展開します。
- ・（公財）北海道文化財団が行う事業への補助等を通じ、文化事業企画や舞台技術に関するアドバイザーを市町村や文化団体等に派遣するなど地域の文化活動を支援します。

■人材の育成と文化交流の促進

- ・（公財）北海道文化財団が行う事業への補助等を通じ、舞台芸術の優れた作品への顕彰や、子どもたちを対象とした体験型ワークショップ等による人材育成に取り組むとともに、道外・海外との文化交流を目的とした公演活動への支援を行います。

■まんが・アニメなどの新たな文化の発信

- ・著名な漫画家を数多く輩出している本道の優位性を活かし、まんがやアニメ等のメディア芸術を活用して北海道の新たな魅力を発信するため、北海道をテーマとしたまんがやアニメのコンテストを実施します。

■アートギャラリー北海道の推進

- ・道内各地の美術館等が所蔵する美術品の価値や魅力を発信し、来館者を増やすとともに、地域に賑わいをもたらすことができるよう、約90の美術館等が連携して展覧会、PR活動、イベント等を展開することを通して、「北海道全体がアートの舞台」となることを目指します。

アートでつながる、北海道



ART GALLERY HOKKAIDO

(5) 将来にわたる持続可能な社会の実現

【地域スポーツ活動の推進と環境の充実】

■「将来にわたる持続可能な社会」の推進

- ・スポーツの総合的かつ計画的な振興を図るため、北海道スポーツ推進条例や、「第3期北海道スポーツ推進計画」に基づく取組により、「将来にわたる持続可能な社会」の実現を目指します。

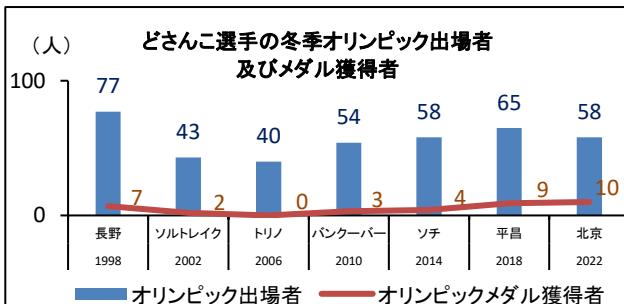
■スポーツ参画人口の拡大とライフステージに応じたスポーツのあるくらしの充実

- ・オリンピックやパラリンピアン、プロスポーツチーム等と連携し、スポーツの体験機会を提供します。
- ・地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの設置促進と質的充実を図るほか、スポーツ指導者の派遣などにより、地域における日常的なスポーツに親しむ機会の充実に努めます。

■スポーツでつくる優しい共生社会

- ・関係団体と連携し、社会に対する障がい者スポーツの理解促進と多様な主体による支援の拡大を図るとともに、障がい者を含め誰もが利用しやすい施設の充実を図ります。
- ・障がい者スポーツに関する指導者やボランティア等の人材拡大を図ります。

〈参考〉 どんさんこ選手の冬季オリンピック出場者数・メダル獲得者の推移



〔資料：北海道環境生活部調べ〕

【世界の舞台で活躍するトップアスリートの育成】

■どんさんこ選手の国際競技力の維持・向上の促進

- ・ジュニア期からのオリ・パラ競技について、将来有望なアスリートの発掘・育成を行うとともに、国等が行うアスリート育成パスウェイ（競技開始からトップレベルに至る道筋）等の取組に繋げていくよう努めます。

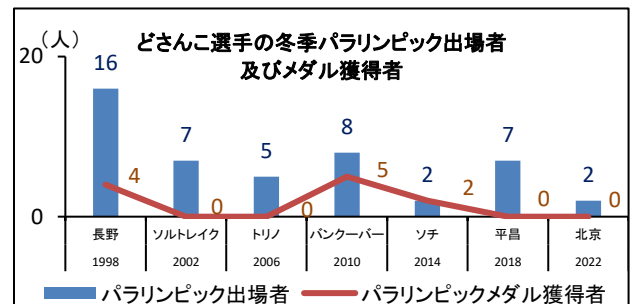
■北海道ならではの特色を生かしたスポーツによる地域活性化

- ・スタジアム等を核としたまちづくりへの協力と食や観光といった魅力を発信します。
- ・スポーツ関係団体、経済団体等と連携し、道民と選手等との交流、国際的または全国的な規模のスポーツ競技会及びスポーツの合宿の誘致を促進します。

■オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの継承・発展

- ・東京・北京大会開催により高まった気運を一過性のものとせず、取組を継承・発展させていくことを目指します。

〈参考〉 どんさんこ選手の冬季パラリンピック出場者数・メダル獲得者数の推移



〔資料：北海道環境生活部調べ〕

第3期北海道スポーツ推進計画（令和5年3月策定）「めざす姿」

基本方針 ～施策の5つの柱～

- 1 スポーツ参画人口の拡大とライフステージに応じたスポーツのあるくらしの充実
- 2 北海道ならではの特色を生かしたスポーツによる地域活性化と共生社会の実現
- 3 どんさんこ選手の国際競技力の維持・向上の促進
- 4 スポーツの安全・安心の確保とささえる環境づくり

5 オリパラ
競技大会の
スポーツ・
レガシーの
継承・発展

「スポーツの
持つ力」



「北海道の
潜在力」

めざす姿：将来にわたる持続可能な社会の実現

～北海道スポーツのみらいをひらく～

(6) 連携・協働・交流による未来に向けた地域づくり

【個性と魅力を活かし様々な連携で支え合う地域づくり】

■「ほっかいどう応援団会議」を通じた官民連携の推進

- ・全庁的な連携体制や営業力の強化をし、市町村や企業からの相談体制の充実や企業への積極的な企業訪問の実施、道外企業のネットワークを活用した新たなマッチング機会の創出に取り組むほか、「ほっかいどう応援団会議」のポータルサイトやセミナーの開催等を通じて、本道の優位性や道や市町村のプロジェクトについて、積極的に発信し、官民連携の推進を図ります。
- ・道内各地で地域を支える活動を展開し、本道の強力な応援団である地域おこし協力隊については、応募から任期後の定住までのサポートの強化に向けて、庁内外との連携を含めて一元的に取り組むを推進するとともに、活動に関する全ての相談を受け付けるワンストップ窓口を開設するほか、道内協力隊員の交流・連携を目的とした「北海道地域おこし協力隊ネットワーク」を立ち上げます。

■振興局が地域と連携して様々な課題に対し機動的に対応

- ・振興局自らが地域と連携・協働の下、地域に根ざした政策を企画・立案し、実施します。

■振興局が市町村とともに進める地域創生の取組

- ・北海道の創生に向け、道の総合戦略の着実な推進と、市町村の総合戦略への支援を両輪として推進してきており、市町村の取組に対し、「資金・人・情報」の3つの側面から総合的な支援に取り組めます。

■札幌市との連携による人口減少対策

- ・「北海道と札幌市による人口減少問題対策協議会」を定期的に開催し、道と札幌市の共同プログラムに基づいて、自然減、社会減の両面から担当部局の連携を密にした取組を推進します。
- ・道内市町村の関係人口の創出・拡大に向け、札幌市民と地域を結び付けるとともに、地域課題の解決や地域の活性化の支援に取り組めます。

■地方創生の取組における特区制度の活用

- ・地域が自ら主体的に考え、行動することができる分権型社会を目指し、道州制特区推進法に基づく国からの権限移譲等を先行的、モデル的に推進します。
- ・義務付け・枠付けの見直しや地方への事務・権限の移譲が円滑に進むよう、地方分権改革に関する「提案募集方式」を活用し、全国知事会と連携して国への働きかけを行うなど、提案の実現を目指します。

■長期的に行政サービスの維持を図るための広域連携の推進

- ・振興局主導で「広域連携推進検討会議」を開催し、市町村間の連携及び道と市町村の連携による地域課題解決の方向性を検討するとともに、「広域連携前進プラン」に基づく取組を展開します。

【国際交流と多文化共生の推進】

■外国人が働き暮らしやすい地域づくり

- ・外国人が住み良い環境づくりを促進するため、外国人の生活・就労等に関する相談窓口の運営や、多文化共生に関する研修会などを行います。
- ・災害時における多言語支援の取組の促進や、在住外国人の方々が地域で日本語を学べる体制の構築など、外国人が安心して暮らせる環境の整備を行います。
- ・道内の外国人材の増加が見込まれる中、道内企業等を対象とした外国人材採用セミナーを開催するなど、外国人材の受入環境整備に取り組む道内企業を支援します

〈参考〉道内在住外国人数の推移

(単位：人)

国名／年	H29	H30	R元	R2	R3
ベトナム	5,236	7,266	9,327	10,052	9,472
中国	9,244	9,648	10,633	9,523	8,370
韓国	4,354	4,507	4,564	4,164	4,023
フィリピン	1,800	1,991	2,288	2,265	2,154
米国	1,253	1,303	1,346	1,245	1,199
ミャンマー	359	549	796	969	1,057
インドネシア	514	656	945	936	936
台湾	1,185	1,455	1,800	1,126	914
ネパール	703	778	851	788	899
インド	305	498	717	778	754
タイ	605	665	759	802	710
朝鮮	645	606	570	564	539
ロシア	523	530	553	508	476
英国	831	951	991	442	425
オーストラリア	925	998	1,179	458	403
その他	3,926	4,498	5,166	4,105	3,985
合計	32,408	36,899	42,485	38,725	36,316

〔資料：法務省「在留外国人統計」(令和3年12月現在)〕

II-3 人・地域

■姉妹友好提携地域との交流の推進

- ・カナダ・アルバータ州、中国・黒竜江省、アメリカ・マサチューセッツ州、ハワイ州、韓国・釜山広域市、慶尚南道、ソウル特別市、済州特別自治道、タイ王国・チェンマイ県、ロシア・サハリン州といった姉妹友好提携地域と、これまでの交流の実績を踏まえ、経済や教育、文化、スポーツなどの幅広い分野において交流を推進します。

〈参考〉道内市町村の姉妹友好都市提携数

(令和5年3月現在)

提携相手先	市	町村	計
アジア	19	3	22
中国	12	0	12
韓国	6	0	6
台湾	0	3	3
フィリピン	1	0	1
北米	24	24	48
アメリカ	15	8	23
カナダ	9	16	25
中南米	0	3	3
欧州	19	13	32
ロシア	15	3	18
(サハリン)	(10)	(3)	(13)
他10カ国	4	11	15
オセアニア	5	6	11
計	67	49	116

〔資料：北海道総合政策部調べ〕

■東アジアをはじめとした世界各地との交流の推進

- ・友好提携地域である黒竜江省をはじめとする中国との交流について、「北海道・中国交流推進連携会議」などを通し、様々な分野での交流に関わる情報の提供・交換を図り、各種団体の交流活動を促進します。
- ・海外移住を通じ交流の歴史がある南米諸国から、海外技術研修員や海外移住者子弟留学生の受入れを行うなどにより、南米移住者への支援や交流を推進します。

〈参考〉北海道の海外拠点

- 北海道ASEAN事務所（平成28年1月14日開設）
- 北海道上海事務所（日中経済協会上海事務所北海道経済交流室・平成23年12月15日開設）
- 北東北三県・北海道ソウル事務所（平成14年11月19日開設）
- 北海道サハリン事務所（平成13年1月1日開設）

■技術研修員の受入れ及び専門家の派遣の促進

- ・JICA北海道（札幌市・帯広市）を拠点に、本道開発の歴史の中で得た技術や知識の蓄積を活かし、農林水産業や土木、住宅、環境、医療など様々な分野において、アジアやアフリカ、中南米、東欧諸国などから技術研修員を受け入れ、専門家や海外協力隊員等の派遣への協力を

行うことにより、開発途上国の国づくりや人づくりに寄与します。

■国際性豊かな人づくり

- ・市町村や教育機関、民間団体と連携しながら、国際交流員や留学生など外国人と道民との交流の実施、地域ボランティアの充実や外国語教育の促進などを行います。

■民間交流組織の充実

- ・総務省から地域国際化協会の認定を受けた（公社）北海道国際交流・協力総合センターを中心に、地域の民間国際交流団体のネットワークづくりを進めていきます。

【北方領土の早期返還と隣接地域の振興】

■北海道の取組

- ・北方領土問題解決のため、国や関係団体等と連携して、返還要求運動、北方四島交流、共同経済活動、元居住者等に対する援護対策、隣接地域振興対策など、諸対策を推進します。

〈参考〉北方領土の概要

(世帯数・人口は、昭和20年8月15日当時の状況)

島名	世帯数	人口(人)	面積(km ²)	納沙布岬からの距離(km)
歯舞群島	852	5,281	94.8	3.7
色丹島	206	1,038	250.6	73.3
国後島	1,327	7,364	1,489.9	16.0(野付半島からの距離)
択捉島	739	3,608	3,167.8	144.5
計	3,124	17,291	5,003.1	

世帯数・人口：令和5年3月（公社）千島歯舞諸島居住者連盟発表資料による。ここに掲げる人口は、昭和20年8月15日現在において6ヵ月以上北方地域に居住していた者の数であり、同日まで6ヵ月未満居住していた者及び同日後同地域で出生した者の数は含まない。

面積：国土地理院「令和5年全国都道府県市区町村別面積調」による（小数点第2位を四捨五入）。

(7) 持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備

【産業活動や暮らしを支える社会資本の戦略的・効率的な整備】

■快適な生活環境の確保

- ・ 汚水処理人口の低い町村部において「全道みな下水道構想V」に基づき、下水道や浄化槽など、汚水処理施設の整備を推進します。

■美しい景観のくにつくり

- ・ 自然とのふれあいや北国の冬を楽しむレクリエーション活動の機会を充実するため、都市公園の整備を推進します。

■地域とともに歩み続ける公共建築物の整備

- ・ 道民ニーズの多様化に対応し、道民が利用しやすい公共建築物の整備を進めます。
- ・ 地域材の積極的な活用や、市町村のまちづくり施策との連携など、地域で長く愛され親しまれる公共建築物の整備を進めるとともに、公共工事の品質確保に努めます。

■社会資本の適切な維持管理

- ・ 社会資本の適切な維持管理のため、施設の長寿命化や必要な機能の適正化など、総合的かつ計画的な維持管理・更新を着実に推進し、道民が安全に安心して利用できる社会資本の保全を図ります。

■社会資本の有効活用

- ・ 社会資本の長寿命化の推進のため、「北海道インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づく定期的な点検・診断や、施設の適正な修繕・更新等に取り組むとともに、多様なPPP/PFI手法の導入を促進するなど、総合的かつ計画的な維持管理・更新を推進します。

【連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成】

■持続的な鉄道網の確立に向けた取組の推進

- ・ 本道の持続的な鉄道網の確立に向け、JR北海道の車両の導入を支援し、生活路線における快適性の向上や鉄道需要の喚起を図ります。
- ・ 本道の鉄道網が有している様々な役割や価値について評価分析を実施するとともに、各沿線協議会等が実施する鉄道利用拡大に向けた調査や実証事業の取組に対して支援します。

- ・ 北海道鉄道活性化協議会を通じた鉄道の利用促進に向けた取組を展開します。

■雪崩・地吹雪対策の実施

- ・ 積雪や吹きだまりにより車両の走行に支障をきたしている箇所において、堆雪幅の確保や防雪柵の設置などの取組を進めます。

■北海道新幹線の建設促進に向けた取組

- ・ 北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の早期完成に向けて、市町村や経済団体等と連携した取組を展開します。

■新千歳空港の国際拠点空港化

- ・ 運休路線の再開や新たな航空路線の開設に向けた取組を進めます。
- ・ 空港機能の強化を図るため、地上支援体制の維持強化、感染症にも対応したC I Q体制の充実など関係機関への要望等を行います。
- ・ 深夜・早朝時間帯発着枠拡大の効果を最大限に発揮させるため、国や経済界等と連携し利用促進に向けた取組を進めます。

※C I Q体制

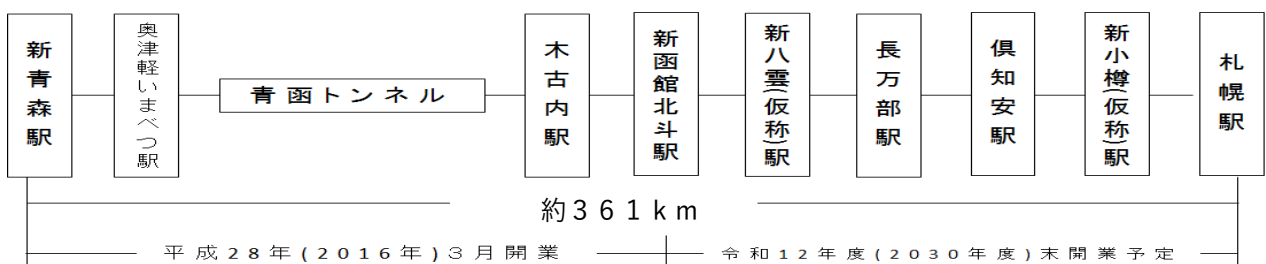
税関（customs）、出入国管理（immigration）、検疫（quarantine）の略

〈参考〉新千歳空港の国際線利用状況

（単位：人）

	国際線乗降客数
平成 23 年	841, 571
24 年	1, 079, 359
25 年	1, 275, 580
26 年	1, 552, 374
27 年	2, 112, 737
28 年	2, 579, 899
29 年	3, 290, 366
30 年	3, 725, 840
令和元年	3, 866, 519
2 年	634, 398
3 年	25

〔資料：空港管理状況調査（国土交通省航空局）〕



■地方空港の国際化

- ・道内地方空港の国際化を図るため、運休路線の再開や新規路線の就航、国際チャーター便の運航を促進するとともに感染症にも対応したC I Q体制の充実など関係市町村等と連携した取組を進めます。

■港湾の国際機能強化

- ・道内の主な港湾において、港湾管理者等と連携を図りながら、インフラの機能強化や輸送の充実強化を進めるとともに、国際航路の就航促進に向けた取組を進めます。

■航空ネットワークや空港機能の充実

- ・航空ネットワークの充実を図るため、関係機関と連携して利用促進の取組を進めるとともに、今後の本格的な旅行需要の回復を見据え、運休路線の再開や新規路線の就航に向けた取組を進めます。
- ・道内空港の機能充実を図るため、地上支援業務を行う人材を将来にわたり確保するための取組や関係機関と連携して利用者の利便性の向上に向けた取組を進めます。
- ・航空ネットワークの充実強化や空港の機能強化を図るため、民間委託による道内7空港の一体的運営の取組を進めます。
- ・ゼロカーボン北海道の実現に向け、道管理空港において、空港施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入などを推進するための「空港脱炭素化推進計画」の策定を検討するとともに、航空灯火のLED化などの取組を進めます。

■港湾機能の充実

- ・港湾管理者等と連携を図りながら、内航輸送の効率化に向けて、海上輸送における安定的かつ効率的な貨物輸送のための施設整備の促進を図るなど港湾機能の充実に向けた取組を進めます。

■円滑な都市圏交通の確保

- ・円滑な都市圏交通の確保を図るため、放射及び環状道路の検討、道路の立体交差化などを進めます。

■地域交通の安定的な確保

- ・住み慣れた地域で生活することができるよう、鉄道やバス、離島航路・航空路など、地域の実情に応じた、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に向けた取組を進めます。
- ・地域住民にとって必要不可欠な生活交通を確保するため、バス運転手の確保や利用促進など、バス事業者の取組を支援します。
- ・人口減少・少子高齢化が更に進む中、鉄道や乗合バスなど公共交通の運行が厳しい地域での交通手段の確保に向けた検討を行います。
- ・JR北海道から経営分離された道南いさりび鉄

道について、沿線自治体と連携して利用促進や経営安定化に向けた取組を進めます。

- ・北海道新幹線の並行在来線となる函館線（函館・小樽間）については、今後の地域交通の在り方も含め、確保方策に関する検討を進めます。
- ・利便性が高くストレスのない移動の実現のため、M a a Sの普及などシームレス交通の全道展開に向けた取組を進めます。
- ・地域間を結ぶ広域交通と生活圏交通の有機的な連携による交通体系の最適化を図るため、広域での地域公共交通計画の策定に向けた取組や計画の推進管理を着実に進めます。
- ・本道におけるEVバスの実用性について評価分析するとともに、その結果を関係者で共有し市場導入に向けた検討を進めます。

■物流ネットワークの強化

- ・道内地域間・本道一道外地域間における持続的な物流ネットワーク実現のため、本道における今後の物流の在り方について検討を進めます。
- ・過疎地などの物流を維持するため、輸送事業者や地域と連携した共同輸送など輸送の効率化に向けた取組を進めます。

〈参考〉国際旅客便就航状況（令和5年7月時点）

路線	航空会社名	便数	再開年月
新千歳-ソウル	大韓航空	週7便	R4. 7
	ティーウェイ航空	週14便	R4. 7
	アジアナ航空	週6便	R4. 8
	チェジュ航空	週14便	R4. 10
	ジンエアー	週14便	R4. 12
	エアブサン	週7便	R5. 6
新千歳-釜山	エアブサン	週3便	R4. 11
新千歳-上海	春秋航空	週2便	R5. 7
新千歳-北京	中国国際航空	週2便	R5. 7
新千歳-香港	香港航空	週3便	R4. 11
	キャセイ・パシフィック航空	週10便	R4. 12
新千歳-台北	チャイナエアライン	週7便	R4. 8
	タイガ-エア台湾	週7便	R4. 10
	スターフラックス航空	週7便	R4. 10
	エバー航空	週7便	R4. 12
新千歳-台北 -シンガポール	スクート	週4便	R4. 11
新千歳-台北 -クアラルンプール	パシフィックエア-マレーシア	週3便	R5. 1
函館-台北	タイガ-エア台湾	週2便	R5. 5
旭川-台北	タイガ-エア台湾	週1便	R5. 5

〔資料：北海道総合政策部調べ〕

■離島における地域交通の確保

- ・離島住民にとって必要不可欠な生活交通を確保するため、国や市町村、航路・航空事業者と連携しながら、航路・航空路線の維持・確保に取り組めます。
- ・特定有人国境離島に居住する島民の航路・航空路運賃の低廉化を図るため、国や関係町とともに航路・航空事業者の運賃引下げ経費に対して支援します。

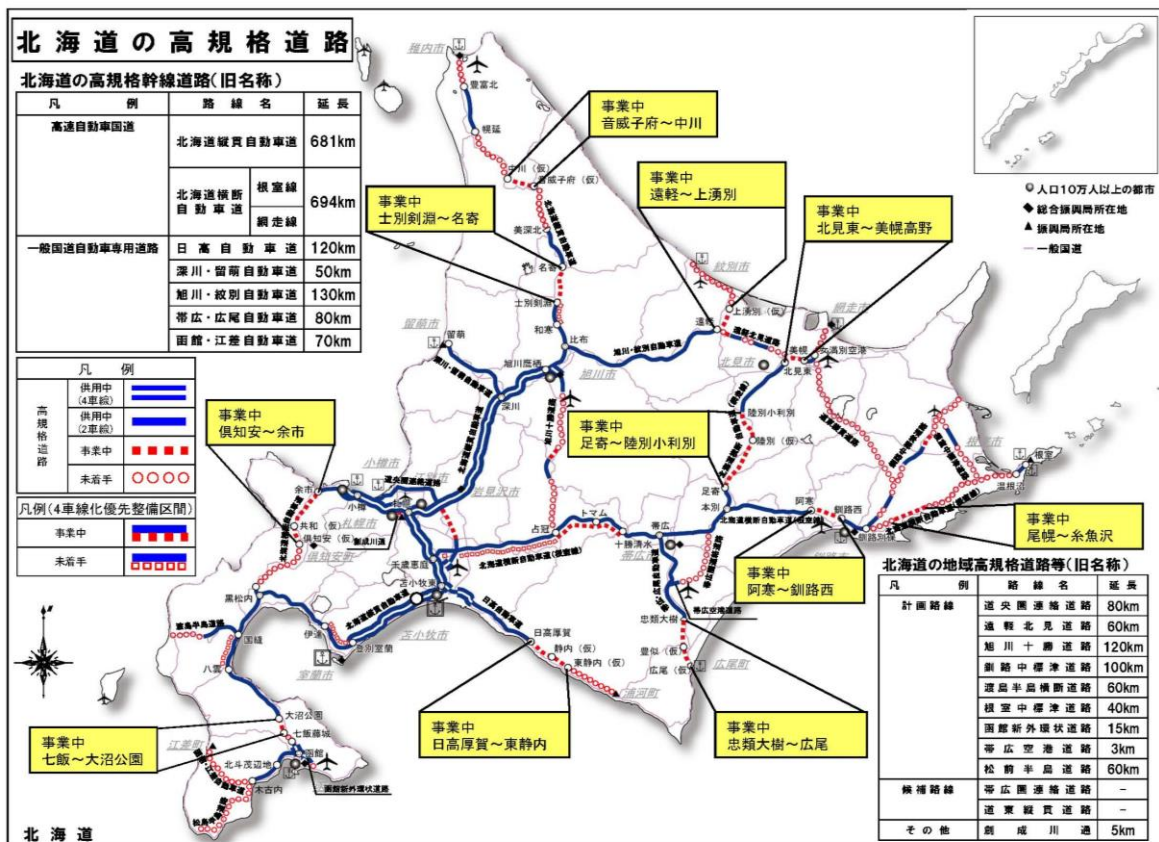
- ・地域の活性化や利便性の向上に大きな効果が見込まれる追加インターチェンジの整備を推進するとともに、暫定2車線区間の4車線化などの整備を促進します。

■高規格道路等の整備

- ・道民の生活や経済を支え、圏域間の交流拡大、救急搬送や災害時の緊急搬送を担うとともに、企業進出や観光客の増加等のストック効果が高めるため、高規格道路ネットワークなどの整備を促進します。

■バリアフリー化の推進

- ・バリアフリー化を推進するため、交通結節点機能強化や接続する道路網の歩行空間整備及び無電柱化への取組を進めます。
- ・市町村が作成するバリアフリー基本構想に対し、関連施策の紹介や技術的な面からの助言などを行います。



令和5年3月31日現在(北海道調べ)

[資料：北海道建設部調べ]

区 分	通称	区 域	総延長 (km)	開 通 延 長	
				延長(km)	率
高 規 格 道 路		全 国	約19,000 (12,175)	集計中 (11,055)	集計中 (91%)
		北 海 道	2,368 (1,825)	1,313 (1,199)	55% (66%)
高 速 自 動 車 国 道	A A'	全 国	10,145	9,371	92%
		北 海 道	1,375	898	65%
一 般 国 道 自 動 車 専 用 道 路 (本州四国連絡道路含む)	B	全 国	2,030	1,684	83%
		北 海 道	450	301	67%
旧 地 域 高 規 格 道 路 等	地高	全 国	約6,500	集計中	集計中
		北 海 道	543	114	21%

※表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

※()書きは、(旧名称)地域高規格道路を控除した数値。

※全国数値は、北海道延長を除く数値。

【地域の可能性を広げるデジタル・トランスフォーメーションの推進】

■「北海道 Society5.0」の推進

- ・「北海道 Society5.0」の実現に向け、産学官の連携体制を構築し、AIやIoTなどの未来技術の実装や、ドローンの利活用の可能性の検証等、地域の課題解決や活性化に向けた取組を推進します。
- ・先進的な未来技術のテストフィールドづくりに向けて、未来技術の動向や企業の実証ニーズ、道内のテストフィールドの現状を調査し、本道の優位性について情報発信します。
- ・地域のDXを推進するため、民間企業と連携して「北海道ミライづくりフォーラム」を開催し、普及啓発活動に取り組みます。

■地域社会と将来を支える人材の育成

- ・市町村等と連携し、地域住民のICT活用能力の向上を図ります。

■超高速ブロードバンド環境の整備促進

- ・道民のブロードバンド利用環境の向上を図るため、国・市町村や電気通信事業者と連携・協力し、光ファイバなどの超高速ブロードバンド基盤の整備を促進します。

■携帯電話不感地帯の解消

- ・携帯電話の不感地帯の解消を図るため、移動通信用鉄塔施設の整備を促進します。

■ホームページのユーザビリティ等の向上

- ・誰もが利用しやすくアクセスしやすいホームページとするため、ユーザビリティ（使いやすさ）やウェブアクセシビリティ（高齢者・障がいがある方など誰もが平等にアクセス可能で、全ての情報等が利用可能な状態）の向上を図ります。

■魅力あふれる地域情報の発信

- ・道政情報や地域の魅力を効果的に発信するため、即時性と情報の拡散性に優れた「北海道広報ツイッター」を活用して情報発信します。
- ・動画を通じた情報発信を行うため、「北海道公式YouTubeチャンネル」により、道政情報や北海道の魅力をわかりやすく発信します。
- ・若年層や海外層をメインターゲットとしたインスタグラムにより、北海道の新たな魅力を発信します。
- ・最新の道政情報やイベント情報等を提供するため、メールマガジンを発行します。
- ・道内各地の魅力情報をタイムリーに発信するため、北海道庁ブログ「超！！旬ほっかいどう」により、画像と一緒に柔らかな表現を交え発信します。
- ・道外への効果的な情報発信を行うため、首都圏をはじめとするメディアへの積極的なプロモ-

ションやリリースを行います。

■地域医療情報連携ネットワークの構築

- ・医療機関相互の連携や医療と介護の連携を促進するため、ICTを活用し、患者情報を共有するネットワークの構築を支援します。

■災害に強い北海道づくりと道民の安全・安心の確保

- ・災害時においても道民の安全・安心を確保するため、道と市町村等を結ぶ北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）の機能維持、ICT部門の業務継続計画の推進、データセンターの活用や情報システムの標準化・共通化の推進等に取り組みます。

■申請・届出等の電子化の推進

- ・簡素で効率的な電子自治体の実現を図るため、国の電子行政に関する施策の動向を見極めながら、住民の利便性向上に向けて電子化を進めます。

■政策の発信と意見等の募集

- ・道民がICTを活用して、より一層政策形成に関わることを可能とするため、ホームページやブログ、メールマガジン、ツイッター、動画配信などにより、道政や道民の暮らしに関する情報を積極的に提供するとともに、パブリックコメントなどにより、政策形成過程における意見等の募集を行います。

■北海道電子自治体プラットフォーム構想（HARP構想）による共同アウトソーシングの推進

- ・住民サービスの向上や行政の効率化を図るため、電子申請や施設予約などの共同利用型のサービス等について、HARP構想による共同アウトソーシングを推進します。

■市町村の電子自治体化の支援

- ・市町村の電子自治体化の実現に向けた支援体制の充実を図るため、「地域情報化推進会議」の運営などによる情報提供やアドバイザーによる助言を通じて、市町村との連携や協力を進めます。

■情報通信基盤の安定的運用

- ・業務の簡素・効率化や道民サービスの向上を図るため、総合行政ネットワーク（LGWAN）や道庁行政情報ネットワークなど、各種情報通信基盤の安定的運用を図ります。

■情報システムの最適化

- ・情報セキュリティと利便性の両立などシステムの質を更に高めるとともに、ICTの積極的な利活用により道民への行政サービスの向上を図る「情報システム最適化」の取組を進めます。

■電子契約の導入推進

- ・ Smart 道庁の一環として、電子契約の導入を推進し、道民サービスの向上や庁内業務の効率化を図ります。

■デジタル人材の育成・確保等

- ・ デジタル技術を道庁の様々な業務やサービスに有効活用できる人材を計画的に育成・確保するため、令和 4 年 11 月に策定した「北海道職員のデジタル人材育成に関する計画」に基づく、デジタル人材の育成の取組を進めます。

■ICTツールの利活用推進

- ・ RPAやAI-OCRなどのICTツールを活用して、庁内の業務を見直し、職員が行う作業の手間削減など業務の効率化・高度化を図り、業務改善を進めます。

■情報セキュリティ対策

- ・ USBなど外部記録媒体の紛失や標的型攻撃メールによる情報の流出を防ぐため、職場研修の実施により職員の情報セキュリティ意識の向上を図るなど、庁内の情報セキュリティ対策を推進します。

■ソフトウェア資産の管理

- ・ 庁内で使用するパソコンやソフトウェアなどの資産を適切に運用するため、資産管理台帳への登録精度を向上させ、より水準の高い資産管理を進めます。

■マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の運用

- ・ 社会保障、税、災害対策分野でのマイナンバーによる情報連携やマイナンバーカードを活用した公的個人認証など、行政の効率化や住民の利便性の向上に資するため、マイナンバー制度の円滑な運用に努めるほか、全道的にマイナンバーカードの出張申請受付を展開し、普及促進を図ります。

■道と市町村の連携の推進

- ・ 広域分散型の地域構造を持つ本道において、地域の創生等を効果的に推進するため、Web会議ツール等を活用し、一層の情報連携を図ります。